

平成 29 年度 香取市財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

健全化判断比率	平成 29 年度	早期健全化基準	財政再生基準
① 実質赤字比率	— %	12.52%	20.00%
② 連結実質赤字比率	— %	17.52%	30.00%
③ 実質公債費比率	8.5%	25.0%	35.0%
④ 将来負担比率	55.2%	350.0%	

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成 29 年度決算においては、実質収支は黒字のため、実質赤字比率は該当ありません。

② 連結実質赤字比率について

平成 29 年度決算においては、公営企業会計を含む全会計の実質収支は黒字のため、連結実質赤字比率は該当ありません。

③ 実質公債費比率について

平成 29 年度決算の実質公債費比率は 8.5%となっており、早期健全化基準の 25.0%と比較すると下回っている。

④ 将来負担比率について

平成 29 年度決算の将来負担比率は 55.2%となっており、早期健全化基準の 350.0%と比較すると下回っている。

香 監 査 第 3 4 号

平成 3 0 年 8 月 7 日

香取市長 宇井 成一 様

香取市監査委員 仲 野 進

香取市監査委員 根本 太左衛門

平成 2 9 年度香取市経営健全化審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により、
審査に付された平成 2 9 年度決算に基づく香取市公営企業会計の資金不足比
率を審査したので、意見書を提出します。

平成 29 年度 香取市経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

法非適用

比率名	会計名	平成 29 年度	経営健全化基準
資金不足比率	農業集落排水事業	— %	20.0%
	観光事業	— %	
	下水道事業	— %	
	太陽光発電事業	— %	

法適用

比率名	会計名	平成 29 年度	経営健全化基準
資金不足比率	水道事業	— %	20.0%
	簡易水道事業	— %	

(2) 個別意見

・資金不足比率について

平成 29 年度決算においては、資金不足を生じた公営企業会計（法非適用・法適用）はないため、資金不足比率は該当ありません。